

第六十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 八 号

(二五三)

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 坂村 吉正君

理事 大出 俊君

理事 和田 耕作君

伊藤宗一郎君

中山 利生君

山口 敏夫君

鬼木 勝利君

受田 新吉君

出席國務大臣

文部 大臣 坂田 道太君

出席府政委員

防衛庁衛生局長 鈴木 一男君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部大臣官房審議官 西田龜久夫君

文部省初等中等教育局長 宮地 茂君

文部省大学學術局長 村山 松雄君

文部省管理局長 岩間英太郎君

厚生省医務局次長 松下 廉蔵君

内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員外の出席者

委員の異動

三月十二日

辞任

山口 敏夫君

補欠選任

長谷川 峻君

同日

第一類第一号

内閣委員会議録第八号

昭和四十六年三月十六日

辞任

長谷川 峻君

補欠選任

山口 敏夫君

三月十五日

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二五二三号)

同外四件(瀬戸山三男君紹介)(第二五二四号)

靖国神社の国家管理反対に関する請願(上原康助君紹介)(第二五二五号)

同(川村継義君紹介)(第二五二六号)

同(佐藤觀樹君紹介)(第二五二七号)

同(八木昇君紹介)(第二五二八号)

同(山中吾郎君紹介)(第二五二九号)

同(山本政弘君紹介)(第二五三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

○天野委員長

これより会議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員

まず最初に、ちよつとこまかい点をお伺いいたしますが、提案された文部省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中で、いわゆる「特殊教育に關し、主として實際的研究を医学、心理学、教育学、工学などの立場から、総合的に行なうとともに、特殊教育関係職員に對し、」云々というふうにございます。こゝで言っ

ている「實際的研究を医学、心理学、」ということとは、純然たる特殊教育振興、あるいは特殊教育を対象にした医学、心理学ということと理解していいかどうか、その点を説明していただきたいと思ひます。

○坂田國務大臣

御承知のように、日本では盲は盲だけ、あるいはろうはろうだけというふうな教育、あるいは教育方法というものは、世界的に見ましてもかなり進んでおる国だというふうにおれわれは理解しておるわけでございます。しかしながら、盲、ろうのダブルハンディキャップを持った、たとへば三重苦のごとき、そういうふうな重症心身障害の子供の教育方法というものは、実はまだ手探りの状況で、確立をいたしておりません。それはやはり、精神衛生の面あるいは医学の面、それから児童心理の面、そしてそれに対する教育をどういうふうにするかという、あらゆる学問の総合の上に立つて検討する課題であるし、そしてそれを教育しあるいは社会復帰をするには一体どうするかという場合に、その先生の養成あるいはまたその指導を實際にやってみるというわけでございます。単に学問的に基礎的に研究するだけではなくて、それを實際の子供たちにある程度応用していつてみる、そこで、研究所でもし成果があがれば日本全国に及ぼしていこうという考え方でこの特殊教育センターというものが確立をしたわけでございまして、その意味合いにおきまして、学校教育の實踐に結びついた實際的な研究を主としていこうという考え方なのでござい

す。

○上原委員

そうしますと、この教育センターが、特殊教育以外の目的で学問研究されるとか、特に医学、心理学という面で拡大的に運営されていくというふうなことはないかと理解していいですね。

○坂田國務大臣

大体そのように理解していただいてけっこうだと思います。

○上原委員

次に、法案とは直接は関係ございせんが、教育行政の分野で、二点大臣の御見解を賜りたいと思ひます。

まず最初に、最近問題になっております大阪大学の不正入試事件との関連におきまして、現職の教育委員長が入試問題を買っていたとか、あるいは現職の小学校長なども関係しておったというふうなことが報道を通して明るみに出されているわけですが、きわめて遺憾な事件であるし、教育行政面あるいは一般国民の教育行政を預かる指導者なり責任者に対する不信感というものも相当生まれ、結果になつておるわけです。そういう問題は、直接事件そのものは法務省の管轄であるかもしれませんが、少なくとも教育委員長や現職の学校長が關係をしておった、あるいはその背景というものがきわめて政治的な面もあるし、また学問上からいっても問題があるわけなんです。これに對して文部省としてどういう見解を持っておられるのか、あるいはまたこういう事件に對する対処策といたしまして、その解決策としてどういう方針をおとりにするつもりなのか、見解を賜りたいと思ひ

うわけでありませう。

○坂田國務大臣

大阪大学医学部に對します入学の不正事件というものは、まことに残念な事件であると思ひます。これは考へておるわけであります。これに實

面の教育委員長が介入をしておったということ

が、また私のショックでございまして、もちろん

自分の教育委員会の委員長としての地位を利用した不正ということであつたわけではございませ

けれども、いやしくも教育行政の最高の責任にあ

る人がこのような事件に關連を持ったということ

は、これはやはり教育界に對する国民の信頼を

失ふことになつていくわけではございまして、

私といたしましてはまことだというふうに考え、この教育委員の任命等につきまして、十分ひとつ地方自治団体においても考えていただかなければならないというふうに思っております。

今度の事件を見てもみますと、その背後関係におきましては、やはり医学教育を受けるのに相当たいへんな費用がかかる。公立あるいは国立の医学部、医科大学等に入ります場合にはさほどではございませんけれども、しかし、私立の医科大学、医学部等に入りますためには、かなりの納付金の要求をされる。こういうことになりましたと、お金を持っておる者でなければ医学部教育を受けられないのだ、こういうふうなことになるというふうなことでございまして、これに対してやはり国として、早急に医師養成に対する確固たる計画養成と申しますか、そういうものを考え、でき得べくんば国、公、私立、そういう差がないような形で医学教育を受けられるというようにも考えなければいけないんじゃないかというのを私は痛感を感じておるわけでございまして。そういうふうな気持ちで、今後医学教育につきましては、国立、公立、私立を含めまして、ただいま内部的に検討をしておるというところでございまして、近い機会に一応の考え方を皆さん方にも御報告を申し上げたいというふうに考えておる次第でござい

す。

○上原委員 この不正入学事件と関連するわけですが、また、いま大臣の御答弁の中でも触れられているわけですが、やはり私立大学の医学部やあるいは私立医科大学が軒並みに五百万円ないし一千万円の裏口寄付金を仰いでおった。これは何も自発的あるいは自主的な意味での寄付金じゃなくして、むしろ医学部に入学をする条件とか、ある意味では半ば強制的な立場での寄付金行爲と受けとめられると思うのです。そういう弊害をなくするようにいま御検討なさっているというふうなことでありますが、この状態というのは、このような入試のあり方というのは、教育上から考えてもやはり大きな社会問題だと思っております。憲法で保障され

ている教育の機会均等の立場から考えても、あるいは公立の医学部だけではどうしても入学できない、漏れた青少年の夢をくじくことにもなりかねないと思う。金持ちでなければお医者さんにはならない。そのことが人間育成の面から考えても、医療行政あるいは優秀な医学部門の担当者育成という立場から考えても、やはり根本的に検討し直して、もっと私立医科大学あるいは医学部に対しての国庫補助なり、公平にそういった学問研究ができるというふうな門戸を開いていくべきだと思っております。この件については、いま大臣の御答弁の中でも関連してあったわけですが、少なくともこれだけ大きな社会問題として明るみに出た以上、早急に文部省としてあるいはまた政府としてその対策を立てて、国民の納得する、医学に関心を持つ青少年の納得のいく、希望の持てるような教育行政というものが確立されていくべきだと思っております。この件について、いまだ少く大臣の御見解を明らかにしていただきたいと思います。

○坂田国務大臣 そういう意味合いにおきまして、実は日本の大学教育一般が、百六十万の学生がございまして、そのうち約三十数万が国立大学で、そして百数十万が私立大学、そして残りが公立大学ということになっておる。にもかかわらず、国立に対してはかなりの国費を投入しておるわけでございますけれども、百数十万の私立大学に対しては、従来あまり国としてはお金を出しておらなかった。それはまたそれなりに意味があったわけ、私立大学というものの性格からそうであったと思えますけれども、しかし世の中がこういうふうな複雑に発展を遂げてまいりますと、私立大学の社会に対して果たしておる役割りというものが非常に大きくなってございまして、アメリカのような国ですら、連邦政府が四十数%も出すような世の中になってきておる。イギリスでは、私大学以外に国立大学がございせんからではあります、UGCを通して八〇%程度の国の助成をしておる、あるいはまた昨

年OECDの人たちが日本の教育制度につきまして報告書を出しておりますが、それにも指摘されておりますように、日本の社会において、私立に對しておきましても、日本の社会において、私立に對してはあまりにも国が助成をすることが少ないではないか、そのことがいろいろの問題を投げかけておるのだ、大学教育の質の悪さというけれども、それはむしろ私立の教育の内容なんだ、こういうふうな指摘をしておったことも、私たちは率直にこれを認めざるを得ない、こう思うわけであります。昨年、それこそ明治以来初めてござい

ますが、私学に対しては人件費を含む経常費助成というものが百三十二億計上いたしまして、本年度も第二年度といたしまして相当の私学助成をいたしておるわけでございますが、その気持ちは、おっしゃる通りに、医学教育を含めまして、特に医学に私学については傾斜をつけまして、そして言うならば、入学金等についても五百万とか千万とか、そういうような常識を逸したような入学金を取らないというのを考えまして、私どもは私学に対する助成に踏み切ったわけでござい

ます。しかし、受けます私立大学、あるいは医学部教育をやっております当の大学から考えますと、一学生当たりどうしても二百万円くらいはかかるわけでございまして。そうすると、今日の私立の医科大学の財政から考えると、国からの相当の助成なくしては実際の医学教育を十分に授けることができない。結局本人たちから取るを得ないという、率直に言って内部情勢になってきておる、それに對してわれわれは駄目なところをいかに。単に人件費を含む経常費助成という形で私学一般について助成を進めていくと同時に、人の生命を預かるお医者さんの養成については、私学にも、公立、国立と同等というわけにはあるいはいかぬかもしれぬけれども、かなりの額の助成をやることによって、そのかわり私学に対しては五百万とか千万とかいうような入学金を本人たちに強要しないということができるような体制を早急に考えなければならぬ。これも、私たちが考えてこれを押しつけるのかもしれませんが、幸

い人件費を含む経常費助成を昨年から始めまして、その窓口として、あるいはその予算の配分、それから私学の振興を目的として設立されました日本私学振興財団、この方々によく御相談を申し上げ、そして何かそこ医学教育についての抜本的な対策をひとつ打ち出していきたいというのが私のいま考えておることでございます。

○上原委員 いま前向きで御検討なさるといふ御答弁ですが、やはり私立大学一般に言えることでしようが、あまりにも企業化している、そういう面にも問題があると思うのです。一方においては、やはりそういう学校経営をやる財団といいますが、そういうもののモラルの問題もあるでしょうし、少なくとも常識的にあまりにも逸脱をした大学運営のあり方、医科大学のあり方ということ、国民の目から見ても、金持ちの子供しか入れないとか、あるいは一部都会の人しかそういう恩恵に恵まれないということになると、人間育成の面からも非常に問題だと思っております。そういう面で、早急にこの件について国民の納得のいく行政指導といえますか、方針というものを打ち出していくように要求したいと思っております。

次に、大臣せっかくお見えになっておられますので、沖繩の施政権返還との関連について伺いたいわけですが。昨年の臨時国会で私が質問をしたときに、大臣にきれいなさっぱり教育委員会の問題についてはお断わりの御答弁をいただいて、さすがに佐藤内閣の文教行政をあずかっている大臣だと私も感心した次第ですが、いま一度、沖繩の施政権返還にあつた教育行政に對しての政府の大綱を開かしていただきたいと思っております。もちろん第一次の復帰対策要綱なり、昨日政府与党間で調整したといわれる第二次の復帰要綱の中にも、ある程度方向づけというものは打ち出されているわけですが、その他いろいろの問題がありますので、政府の基本的な考え方なり、今後復帰との関連に對しての教育行政の面についてのお考えをまず賜わってから、逐次質問に入りたいと思っております。

○坂田国務大臣 先生にも本会議でもお答えを申し上げましたように、教育というものは国の基本でございますから、やはり沖縄が復帰をされるという段階におきましては、本土と同じような教育制度のもとにやっていたらどうかということが、非常に望ましいことであるというふうに私も考えざるを得ないでございます。そういうわけではございませんけれども、しかしこの二十五五年の間アメリカの施政権下において、そして日本の教育を守り通していただいた沖縄県民の方々、あるいは特に教育関係者の方々の、われわれから言うならば、言うに言われない御努力に對しましては、ほんとうに敬意を表しておるわけでございます。でございますけれども、私としては、この教育委員会制度については、本土復帰された暁においては、やはり本土並みの体制でひとつやっていただきたい。確かに私たちのほうで十分その意味合いなり、あるいは何かにつきまして直接御相談したということがある少なかったということ、十分こちらの真意が伝わらなかったということは、たゞいま反省をしておるわけでございまして、その点はそういうふうにご承を願いたいというふうに思っております。

それから、何と申しましたも教育は、教育条件と申しますか、環境整備というものが非常に私は大事だと思っております。しかしながら、たとえば施設関係を見ましても、かなり本土と比べますとおろけておりまして、これをやはりできるだけ早い機会に本土並みに持つていくという努力が必要じゃないかと思っております。小学校、中学校、ことに高等学校の建築等はかなりおろけておる。あるいは体育館等もかなりおろけておると思っております。あるいは社会教育関係の公民館、あるいはプールその他もそうだと思います。そういうわけでございまして、小、中、高のそういう施設設備は非常に悪いわけではございませんけれどもしかし教育の内容、これは教科書にいたしましてもあるいは指導要領にいたしましても、本土と同じようなことやっていただいておりますし、先

生方の御努力は非常に高く評価をいたします。しかしまた考えてみますと、先生方の年齢別構成という点、そういうものが、たとえば中堅の方々がちょうど戦争のまっさなかに倒れたということがある、本土と違ひまして一番中堅のところが穴があいておるわけです。したがって、若い先生と年寄りの先生とあつて、ここにも私は問題があるのじゃないかというふうに思ひます。それからまた、そういう先生方を養成いたしまする機関にいたしまして、結局今回復帰と同時に琉球大学という国立大学に移管することになるわけでございまして、しかし現在のこの施設設備あるいは教官陣容というのは、やはり日本の国立大学に比較をいたしますとかなりおろけておる。これもやはり、施設設備についても充実をしないではなりませんし、また先生方にいたしまして、これを口では充実をいたしますと言ふのは簡単でございますけれども、その琉球大学に行つていただくためには、やはり日本の国立大学全体の先生方の御協力を得なければならぬことができないのじゃないかというように、なことがございまして、この点につきましても努力をいたしておるわけでございまして、そういうわけでございまして、私は率直に申しまして、復帰いたす前にも、また復帰いたしましてからも、相当に沖縄県に對して力を入れていかなければ本土並みに教育条件の整備もならないのじゃないかという点で、具体的に計画を立てまして着々進んでおるわけでございまして、皆さん方が今回国会に出ていらつしやいましたから、われわれが思い及ばなかつたような点、あるいはこまかい点について御指導と御鞭撻を受けまして、私たちも十分にそれにこたえていく努力を重ねたいというふうに考えておる次第でございます。

○上原委員 いま沖縄の教育内容について概略的に大臣も御理解をしておられるようです。教育委員の公選制の問題については後ほどまた意見を申し上げるとして、まずいま大臣が御指摘なさつた校舎あるいは校地の整備、施設設備の格差というものがあつたという点、政府、大臣としてもお認めなさるということですが、それを若干例をあげて具体的に申し上げてみますと、二十六年にわたる米軍支配における教育行政すべてが軍事優先だ、六五年以降は、かなり教育内容も、学校、校舎の建築も推進されております。それに日政援助もいろいろあつて、その点はわれわれも評価をいたします。しかし現に、本土の類似県との比較においては六〇％ないし六五％程度だといわれているわけですね。その格差を是正していくには約一億五千万ドルくらい予算あるいは財政支出というものがあつたといふふうにいわれております。特に普通校舎については、御案内のように、大体六九ないし七〇年度で九〇％程度まで達しております。校舎の必要数、数だけは、しかしながら特別教室あるいはその他の技術教育——これも特別教育に入ると思ふのですが、これは必要定数の四分の一ないし三分の一の保有率にしかとどまつていないという実情。こういうようなものを早急に解決をしていくということが、いま沖縄の施政権返還にあつて、教育現場でもそうでありまして、また沖縄県民父兄の最も切実な要求だと思ふのです。いま大臣も、屋内運動場や水泳プールの保有状況等についてたいへんにおくれをとつておるということをお聞かせいたしました。これは六九年の資料ですが、小学校の部門で沖縄の必要棟数というものが二百三十九、類似県の場合三百四十六で、沖縄の保有棟数がわずかに七、本土の場合二百二十、パーセントにして二・九％の保有率しかありません。不足の教室数というものが二百三十三でその率は九七・五％、ほとんどゼロに近いような状態なんです。あるいは特別教室の現状にいたしまして、小学校の部門だけ申し上げますが、必要教室数が七百二十八で保有の教室数が百九十四、達成率がわずかに二六・六％、不足教室が七三・九％。本土の場合も、特別教室の場合はまだかなり充実されていないといふことも私は理解をいたします。しかしこういうふう

に、戦後二十五五年の間にわずかに普通教室数といふものが一応児童生徒を収容できる段階までこぎつたものの、内容の面においてもいろいろ問題があるわけですね。さらにたいへん恐縮な話ですが、便所の施設においては、各学校ともわずかに二六％ないし三〇％というような達成率でしかない。校舎はつくつたが、それに当然付属すべきところの便所といふものがほとんど建築されていない、非常に片手な学校施設設備のあり方になつておるわけですね。私はいまこういうものを例としてあげましたが、これらの学校の施設設備といふものを早急に本土の類似県の水準に持つていくことが政府としてやつていただく政策上の問題だと思ふのです。いまそういうおくれをとつておる部門については、早急に政府としてもおやりになるという御意向はございまして、若干資料は政府が持つていらつしやうのと違つておつてもそんなに食ひ違ひないと思ふのです。ですから教育委員の問題にしても、一本化するということも政府としての意向はあるかもしれないが、少なくともこういう水準のおくれをいふものが、これを早急に本土の水準に持つていくということがまず大前提でなければいけないと思ふのです。その点についてはいかがでしよう。

○坂田国務大臣 いま数字をもつてお示しいただきました、大体そのとおりにおかれも考へておるわけでございまして、本年度の予算におきまして、たとえば小、中学校におきましては、昨年度が十二億九千万でございまして、前年度が一億九千万、高等学校につきましては、前年度が一億九千万でございまして、これは五億二千万、それから特殊教育諸学校、あるいは幼稚園も含みますが、七千万でございまして、前年度が一億二千万、合計、昨年度の十五億五千万に對しては二億六千万の増額でございます。かなりピッチを上げてまいつておるわけでございまして、そういうわけで私どもの認識と先生のお考えと大体この数字も一致しておりますので、要はこれをどうやって短期間に充実をしていくかという課題ではなから

○安嶋政府委員 琉球大学の国立移管の問題でございますが、昨年の十一月の二十日に沖繩復興対策要綱の第一次分といたしまして、政府といたしましてその基本的な方針を決定をいたしておるわけでございます。その第二項にございますように、「琉球大学（琉球大学短期大学部を含む。）は、その教育組織等について必要な整備を図り、復帰の際、国に移管し、国立大学とする。なお、新那覇病院については、当該大学に附置するものとする。」という基本的な方針が決定されておるわけでございます。

琉球大学の現状は、御承知のとおり一般教養のほか、専門教育の部門といたしましては、法学部、教育学部、理工学部それから学年進行中でございますが保健学部、それから農学部、それに付属の短期大学部があるわけでございます。琉球大学は、米軍の施政下にございまして沖縄の学術文化の中心といたしまして、また、地域社会の要請にこたえまして、教員その他各種技術者

の養成の場といたしまして、非常に大きな役割りを果たして来たわけですが、しかし、本土に復帰し、本土の国立大校とするということになりますと、部分的には、学部、学科、組織等につきましても、変則的なところがございます。また、教員の組織につきましても、大学設置基準に比べましてかなり大幅な不足が見込まれるわけでございます。一般教養につきましては教授が十七名程度、法

文学部につきましては教授その他で十一名程度、教育学部につきましては教授で二十一名程度、理工学部につきましては教授で十五名程度、保健学部につきましては教授その他で六名程度、農学部につきましては教授その他で約十三名、それから短期大学につきましては約二十四名、合計百七名といた、かなり大幅の定員の不足でございます。そのほかに、施設設備等につきましても、今後さらに充実する必要があるわけでございます。したがって、先般の閣議決定の要綱にもございますように、「その教育組織等について必要な整備を図り、復帰の際、国に移管し、国立大学とする。」という基本方針でございますが、これを具体的にどういう形で国立に移管をするかということにつきましては、現在琉球大学とも協議中でございまして、目下琉球大学においてその具体案を検討中でございます。いずれ移管の具体的な方式につきまして文部省に御協議があるというふうに考えております。

○上原委員 いま御説明あったように、国立大学に移管するにあたって、その陣容なりあるいは機構等に若干の変動があるというのには理解いたします。ただ問題は、本土の大学設置基準そのものだけにこだわった場合に、機構においても教授、職員、陣容においても、急速な変動というものがあ

ないまでも、そういう面の身分の取り扱いの点についてどういうお考えをお持ちされるのか。機構の変更についても、復帰後あるいは国立大学に移行するにあたって、現地の事情に即応したような方針で内部充実をしていくということでないといかないことが起きると思うのです。そういう面についてはどういうお考えですか。

○安嶋政府委員 公務員の扱いにつきましては、これは琉球大学だけの問題ではなくて、琉球大学を含む沖縄政府の職員あるいは沖縄における市町村の職員の身分取り扱い、あるいは給与、処遇の問題の一端をなすわけでございます。琉球大学についてだけ特別な方針を現在立てておるわけはございません。しかしながら、その琉球大学の職員は、ただ単に一般の公務員ということだけではなくて、教員という非常に特殊な立場にあるわけでございます。特にたたいま申し上げましたように、本土の設置基準に比べてかなり大幅な定員の不足があるわけでございます。復帰の際におきましては、これは事実上大学設置審議会の御審議をいただくことになるかと思いますが、その際に本土の基準をどういう程度弾力的に適用していくかというようなことが具体的に問題になってくるかと思ひます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、琉球大学自体におきましてこれをどう切りかえるかという案を目下検討中でございますので、その案を見た上で私もいたしましては考え方をまとめ、かつ大学設置審議会等の御意見も伺つてまいりたいというふうに考えております。

○上原委員 琉球大学側で側で立案される、国立大学移行にあつたての具体的な要請、要求というものが出されると思ひますので、そのことも十分尊重し、あるいは参考にして、現地の意向というものが反映できる、いれられるような形で政府の御方針というものを立てていただきたいことを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、第一次の復帰対策要綱の中で、復帰後の現在ある国費学生制度の取り扱いについて出てくるわけですが、大綱ですから、一定期間暫定措置をとる、一定期間現在の制度を継続していくというふうな、一定期間という表現でなされております。これは給食費の問題についてもそういう言い分をなさっているわけですが、この一定期間、特に国費学生あるいは給食費問題を含めて現地側の要求、要望というものは、少なくとも五年間くらいは現制度を認めていただきたい、その間に学力の格差というものの、あるいは本土との差というものをなくしていくという方針を立てておると思ひます。この一定期間というものは何年を具体的に意味するか、あるいはまた政府としてどの程度の期間というか、年数をお考えなのか。現地から具体的に五年間というに出されておりますが、この点についてのお考えはどうお持ちなのか、聞かしていただきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 たたいま御指摘のとおり、第一次の復帰対策要綱におきましては「国費沖縄学生制度については、復帰後も一定期間、この制度の趣旨を生かして、これに準じた奨学措置を講ずることとする。」というふうに規定されております。国費沖縄学生制度というのは、御承知のとおり、もちろん外国人の留学生制度ではございません。さりとて本土と同様の学生に対する奨学奨励措置でもない特殊な措置でございます。沖縄が本土に復帰いたしますならば、理屈から申しますならば、これは本土の学生と同様に扱うということが原則になるわけでございますが、従来の経過並びに沖縄における学生の学力の向上等の問題がございまして、これは一定の期間はなお従来に準じた措置が必要であらうというのがこの閣議決定の趣旨でございます。この一定期間が、しからば具体的にどれくらいを考へておるかという御質問でございますが、現地側が五年を要望いたしておるといふことは私も承知いたしておりますが、今後の課題として具体的に何年にするのかということは、さらに検討してまいりたい、現段階では、政府あるいは文部省といたしまして、この一定期間が具体的に何年であるということはまだきめていない、現地の御要望を十分承った上で検討してまいりたい、こういうことでございます。

○上原委員 確かに、復帰をした時点でこういった特別な制度というものを残しておく、あるいは沖縄だけに適用していくというのは、理屈上あるいは理論上問題がある、原則的には同一でなければいけないというところは理解できるわけですが、国費制度というものが出てきた背景も、やはり施政権が長い間分離をされた、教育環境というものが十分整備をされていなかったというところにも実情があるわけですから、まだはつきり何年ということはおきめになっていないということですが、五カ年程度はぜひ学力向上をしていく、あるいは本土と完全に同水準まで力をつけていくという意味でも必要だということが現地の関係者から出されておりますので、大臣も含めて関係者からそのことをぜひ取り入れられるように、これも強く要望しておきたいと思ひます。最後に、時間が来ましたので、先ほど教育委員の公選制の問題について大臣の御答弁があつたわけですが、私がいま申し上げたように、沖縄の教育上の問題、教育関係においては、当面解決をしなければいけない問題が山積しているわけなんです。よしんば政府がおっしゃる通りに、本土と同制度でなければならぬというところが理解できるにしても、もちろん私は原則的に現在の公選制度というものをあくまでも主張いたしますし、政府のいまのお考え、大臣の御答弁に満足するものでありません。しかし復帰後のいろいろな制度の一体化ということでかなり百歩譲つたとしても、当面やらなければならぬ教育施設設備の本土並み、類似県の水準あるいは全国平均に持つていくということ、あるいは先ほど申し上げたようないろいろな問題をやることに緊急の課題であつて、教育委員会制度そのものを本土並みにということ、あまりにも現地の立場というものの、これまでの教育関係者の苦勞というのに対して、何か政府の力というものを押しつけるという印象を強く与えかねないのです。幾ぶん弾力的な御発言もあつたわけですが、

具体的に現にいま教育委員の選挙が今月行なわれ
たわけですね。この方々は向こう四か年任期が
あります。半数交代ですから七三年の三月にはま
た残りの半数の委員の公選があるわけですね。も
し本土の制度というものをすぐ適用するとなら
すと、たとえば五名の教育委員のうち三名ないし
二名は公選で選出された委員がなっている、ある
いは来年の復帰以降に任期が切れた人は任命する
というふうな矛盾が生じてくると思うの
です。そこいらの具体的な取り扱いはどうなさ
るのか、現地の要求というものを生かして、教育内容
の水準というものを本土並みに持っていくとい
うまで、せめてそのときまで公選制度というものを
維持していくというふうな政府の弾力的なお考え
はないものかどうか、あくまでも本土がそういう
制度だから、復帰だからということでは現地の強い
要求というものを、まあ無視とは言わないでも、
そういう立場というものを考慮に入れずに、本会
議なりいま御答弁なさったようなことで強行して
いかれるおつもりなのか、その点についてお聞か
せ願いたいと思います。

○坂田国務大臣 この教育委員会の問題は、われ
われは強行とか何とかいうことじゃなくて、す
なおに考えて本土と一体になった場合に、教育と
いうのは非常に一番大事な問題で、国民全体が一
番連帯感を持つて持たないかは教育制度それ自身
にあると私は考えているわけです。それが復帰し
た後においてもなおかつ本土とは違うような教育
制度ということば、どう考えてみてもそれは
よくないということばございまして、この制度を
無理やり押しつけるという意味ではなくて、沖
縄の方々も復帰する以上はそういうふうにお考え
いただきましますことがすなおなお考え方にはありま
せんか、しかし、そのことについてわれわれは十
分こちらの意図をいままでお話しできなかったと
いうところは私たちに反省しなければならぬと
ころはありますが、この段階ではこの基本だけは
御了承願いたいというのが私の気持ちでござい
ます。したがって、教育行政の中でも一番大

事な教育行政の制度でございまして、これを通
じましていまお話ししました教育条件の整備を
すみやかに本土に近づけていく、その一番基本に
なる問題だということに私は私どもは考えておる、し
たがってこれはひとつ御了承願いたい。しかし、
その経過措置につきましては、これは私はいろいろ
の考えようがあるんじゃないかなと思ういま
から、いまのような公選された委員の方をどう
するかということについては、その公選というこ
との意味に照らしまして経過措置を考えなければ
ならないと私は考えております。

○上原委員 時間がだいぶ経過したようですが、
やはり教育行政なりあるいは教育というものを考
えまして場合に、学校、現場の教育関係者あるい
は教育行政をあずかる方々との関係、あるいはま
た父兄や国民世論というものを尊重して、初めて
私はつらつ国民的な教育、そして学問の自由と
いふものが保障されると思うのです。そういう意
味でも、教育水準そのもの、教育の内容そのもの
が極度におくれをとってある中で、権利の面だけ
は縛っていくというふうな政府の姿勢であつては
いかないと思うのです。いまかなり弾力的な御答
言もございまして、どうか沖縄の実情というも
の、またいまさき申し上げたようなことを十分
御検討、御理解をいただいて、県民世論、学校、
現場の教育団体なり教職員が納得するような線で
この教育委員会の問題も解決するように再検討を
強く要求いたしまして、私の質問を終わりたいと
思います。

○天野委員長 東中光雄君。

○東中委員 特殊教育総合研究所の設置に關連し
てお聞きしたいのですが、現在の障害児の就学率
は大体どれくらいになっておるのですか。

○宮地政府委員 お答えいたします。

障害児、心身に障害のある子供につきましては、
いろいろな障害がございまして、御承知のように
視覚障害、聴覚障害、精神障害、さらに肢体不自由
とか、病後弱とかいろいろございまして、したがって
して、それぞれの学校で在学率が若干違いますの

で、大まかな点を申し上げます。
視覚障害につきましては、これもいろいろある見
方がございまして、今日盲学校、さらに盲学校で
はございせんが、弱視の子供たちのための特殊
学級というものがございまして、一応矯正視力
○・一未満の子供を盲学校に収容するといった基
本的な考えからいいますと、盲学校のほうは在学
率は一〇〇%でございまして、ただ弱視で○・一な
いし○・三未満の子供は普通学級に入っている子
供も相当ありまして、これらの子供は特殊学級に
入れたらよいといったような考えでございまして、
同じように聴覚障害につきましても、従来はろう
学校の対象になる子供ですが、七ーデシベル以上
の者が特殊学級ではなくして一応ろう学校で勉強
する、こういう考えから、これも一〇〇%でござい
ます。ただ、七ーデシベル以下の子供、大体三ーデ
シベル以上七ーデシベル以下くらいの子供は普通
学級に相当行っております。これも特殊学級に入
って勉強させたほうがベターな子供も相当ありま
す。それから精神薄弱につきましては、IQ四九
以下の子供はぜひ養護学校へやりたいという考え
を持っておりますが、御承知のように特殊教育学
校としまして盲学校、ろう学校が沿革的に非常に
早くからわが国でも行なわれておりますが、養護
学校につきましては戦後の制度でございまして、
この点では在学率が相当少のうございまして、二六
ないし二七%の養護学校への就学率ということば
ございまして、しかしそれ以外に特殊学級はもちろ
んございまして、さらに肢体不自由の子供につきま
しては、養護学校へ行くのが相当であらう、特殊
学級でなく養護学校がいいだろうと思っております
象児に對しましては、約六〇%の就学率を見てお
ります。病後弱につきましても、養護学校相当、
特殊学級でなく養護学校相当と思われるものは
就学率二〇%くらいでございまして、さらに最近で
は、ろうではございせんが、言語障害さらに自
閉症等の情緒障害児、こういうったようなものにつ
きましては、特別まだ学校はできていませんが、
それぞれ特殊学級で相当数の子供が就学いたして

おります。

以上でございまして。

○東中委員 結局、弱視の人たちあるいはろうと
まではないけれども難聴の人たち、あるいは養
護学校に相当する人たちについては非常に就学率
が低い。いまのお話でも、二〇%から五〇%まで
ですが、これは非常に遺憾な状態だと思つてす
が、こういう状態についての責任といひますか、
文部大臣、どこにあつてどういふふうな解決して
いくかという点をお聞きたい。

○坂田国務大臣 先ほどもちよつとお答えをいた
しましたように、日本には盲とかろうとかいう単
独なあるいは非常に狭き門の盲ろうとかいうこ
とに対する教育というのはいささか進んでおつた
と思うのでございましてけれども、それが精進と重
なり合つたダブルハンディキャップの児童とかある
いはまたそこまではいかないで困つておる、いま
お話ししますような程度の者をどう教育するか
ということに、実は未開拓な分野がございまし
たことは、そのとおりだと私は率直に認めるを
得ないと思つてます。

私、就任いたしまして、その当時一番困つてお
りました大学の紛争を何とかひとつ収拾するとい
うこととそれからほかの面では、かなり世界的な
教育の水準から考えてもそう劣つておると思わ
ない、しかし特殊教育の面についてはどうも十
分ではないということば私はかねがね考えており
ましたので、何とかしてこの特殊教育のおくれ
行政を取り戻すということで、今日まで、わず
な期間ではございましてけれども努力を続けてまい
りまして、その調査がどういふふうな結果であ
つたか、その教育方法すら確立してないといふ情
緒、自閉症あるいはダブルハンディキャップと
いうことについては、かわいそうだ、かわいそ
うだといふことはわかっておりますけれども、それ
では一体どういふような教育をすればいいんだ、
あるいはその方々は幼児からやるべきじゃないか
とか、あるいはまた職業復帰についてはどうい

職業があるか、その職業を身につけさせるためにはどういうふうな訓練をやった方がいいのか、そういうようなことが実はまだ手さぐりの状況だということから、特殊教育総合センターというものをつくりまして、医学あるいは心理学あるいは教育学、社会学、そういうあらゆる学問をそういう一点に集中して、焦点をそこに合わせて、教育方法あるいは実際的なそういう方向に携わる先生の養成や、あるいは再教育や、あるいは実験というようなものを生み出すという意味において、この総合センターを設立するということにきめて今日までに至っておるようなわけでございます。その点は確かに不十分であるというところは認めざるを得ないと思います。

○東中委員 昨年十一月の中教審の中間報告でさえ、「特殊教育の積極的な拡充整備」ということで「精神薄弱、肢体不自由、病弱の三種の障害児に対する養護学校の義務制は、学校教育法制定以来今日まで二十年以上施行されずにきている。すみやかにその施行をはかるとともに、比較的軽度の精神薄弱児については、市町村に特殊学級を設置する義務を課することによって、就学の機会を均等に保障する必要がある。また、弱視、難聴などの障害児に対しても、特殊学級を設けることを促進すべきである。」こういつているわけですが、いま大臣のお話では、教育についてどうやるかというところを研究しているけれども、そうじゃなくとも、養護学校は現にあるわけですから、それより少し軽度の人たちの特殊学級を設ける、こういったことは、これはやろうと思つたら当然できることですから、それについて具体的な施策を策定されておるのかどうか、この中教審の報告を実行するとすれば、大体どれくらいどの学級を要するのかあるいは学校が新たに必要なのか、そういう点いかがでございましょうか。

○坂田国務大臣 詳しいことは後ほど初等中等教育局長からお答え申し上げますが、おっしゃるやうに基本的な、根本的なこと、調査やあるいは

教育方法等がまだ確立していない、そのこともやはりやる必要がある。しかしそれだからといって特殊学級あるいは養護学校はその結果が出るまで待つておつてもよろしいという意味ではないので、やはりこれは並行して進めていかなければならないと私は考えておるわけでございます。でございますから、その一端の考え方として、従来養護学校等に入つております特殊教育の対象者に対しては、就学奨励費が出ておつたわけでございますが、特殊学級に学ぶ子供たちには就学奨励のお金が出ておらなかった、この点については四十六年度の予算におきましても実はこの手当を考えた、これは新しいことでございますが、やはりそういうようなことで、特殊学級あるいは養護学校の整備ということを経営的に進めてまいらなければならないというふうに考えております。

○宮地政府委員 養護学校につきましても、実は三種類ございまして、肢体不自由児のほうにつきましても、各県に少なくとも一校ずつ四十四年度までに設置いたしました。ところで肢体不自由以外の精神薄弱、病弱、このほうの養護学校は未設置県がまだ半分くらいございます。したがって、いまの目標といたしましては、これは四十四年度から特殊学級の増設を含めまして四十八年度までを一つの計画の年次と考へまして、四十八年度までに、各県に精進並びに病弱の養護学校を少なくとも一校、未設置県の解消ということである計画的に設置を促進いたしております。

それから特殊学級につきましても、実は先ほど申し上げましたが、一応聴覚障害、難聴あるいは視覚関係の弱視、こういう子供、これは矯正視力とかあるいはデシベルとか、こういう単位で一応の考え方をいたしておりますが、絶対に特殊学級に入れないといけないかどうかという点につきましては、いろいろございまして、さらに精進等、軽度あるいはボーダーラインの辺、IQ五〇から八〇、九〇あたりの子供、これは養護学校へ入つておつたということだけで、あの子は精進で

あるといった、卒業後のいろんな関係で――盲学校、ろう学校はさほどないのですが、精進の養護学校に入つておつたのだということで、彼は精進であるというふうな評価がされたりしまして、非常に父親もいやがられる、こういったようなことで、もちろん先ほど申しましたIQ五〇以下は養護学校ということではございまして、特殊学級のほうはそういうことで一応の計画は持つておりますが、はつきりした数字を設定いたしております。それにいたしまして、四十四年から四十八年までの計画といたしましては、毎年千二百学級ずつ六千学級を進めていくといったような考へ方でいまして進めておる次第でございます。

○東中委員 結局養護学校を義務制にするということではやられるのですか、やられないのですか。

○宮地委員 一刻も早くやりたいという考へで、先ほど申しましたような計画で進めたいとおるところでございます。

○東中委員 それから、市町村に特殊学級を設置することを義務づけるかどうか、その点はどうか。

○宮地委員 これは、先ほど先生御指摘の中教審の中間報告にもございまして、普通学級でなく特殊学級で教育することがよいと思はれる子供については、ぜひ特殊学級でやらしたい、そのためには、そういう子供の教育の機会均等という見地から、その保障が得られるように市町村に義務づけたいという意欲はございまして、しかしながら、これは養護学校のほうと違ひまして、いろんな財政力の点ももちろんございまして、設置義務をすぐ課するということではなくて、それを一つの努力目標として――まだまだ不十分でございますので、いきなりいまだ設置義務を課するというところで五年計画とかといったようなものはなかなか立てにくうございまして、したがつてそういうことを努力目標としてこのほうは進んでいきたい。したがって、養護学校のほうは近い将来ぜひ設置義務を課したい、特殊学級のほうはそういうことを努力

目標として、まだ非常におくれておりますので、普及をはかつていきたい、こういうことでござい

○東中委員 非常に近い将来に養護学校を義務づけた、この近い将来といわれているのは、先ほど言われた四十八年というのが一つのめどになるのか、その点どうなんですか。

○宮地政府委員 その点、実は気持ちは四十八年ということをお考へしておるわけでございまして、しかし一県に一校あつて、それではたして義務の実態に合うであらうかという点、多少懸念もございまして、はつきり四十八年にいたしますというところは、そういう意味でちよつと申し上げかねますが、気持ちはいま申しましたような気持ちで、近い将来にぜひ実現したいということ而努力したいと思ひます。

○東中委員 研究所をつくつていただくこと、これは賛成ですけれども、障害児に対する、憲法なり教育基本法なりに基づいた教育を客観的に保障していくということは、教育の機会均等という点からいっても非常に重要なことだと思ひますので、いま努力するとおっしゃつておるのですが、これは非常におくれておりますから、早急にやられることを強く要請しておきたいと思ひます。

次に、防衛医科大学校の設立についてお聞きしたいのですが、防衛庁の方にその構想内容を詳しくお聞きしたい。

○鈴木(一)政府委員 お答え申し上げます。

自衛隊の医官は、御案内のごとく非常に不足いたしておりますので、私も、わが国全体の立場から考へましても、防衛庁は医官の確保の面で見ますと社会的僻地に考へておりますが、そういう面ではやはり基本的に医師の絶対数をふやすという立場に立ちまして、この際大学をつくつて絶対数をふやして、歩どまりをよくしていきたいというふうなことを考へておるわけでございます。御案内のごとく、現在までに防衛庁がとつております医官の充足対策といたしましては、貸費学生制度、これは現行月額六千円になっておりますが、その他

人事、処遇の改善、医療施設の近代化並びに航空自衛隊の航空医学実験隊というものが立川にあります。これらの整備拡充並びに海上自衛隊の潜水医学実験隊が横須賀にございますが、これらの整備拡充につれて医官の定着をはかってまいりたいと思っております。このように、いままでの諸施策ではなかなか医師が定着しないし、また集まってくないというふうなことで、やはり独自の絶対数確保の立場で防衛庁所管の医科大学をつくってまいりたい、このような構想を持っております次第であります。

○東中委員 いま防衛庁所管の大学とおっしゃったので、学校教育法でいっている大学なのか、いわゆる大学校なのか、その点どういう構想なんですか。

○鈴木(一)政府委員 自衛隊という特殊な性格がございますので、やはり自衛隊の特色を出すという立場におきまして、現在の学校教育法に基づき、いわゆる自衛隊カラーを出すような形の防衛医科大学校——さつき大学と申しましたが、大学校というふうな形のものをしたいと考えております。

○東中委員 それで、学生の資格とかあるいは定員あるいは教育年限こういったものはどうなんでしょう。

○鈴木(一)政府委員 先生も御案内のごとく、現在四十六年度予算におきまして自衛隊医官養成調査費といたして五百二十万ばかり御審議をお願いいたしておるわけでございます。その調査費をお認めいただければ、これをもちまして大学校設置のための準備委員会、これは各界各層の学識経験者並びに養成機関の関係者の方々にお願いいたします。そこで十分審議をしていただきます。いま御指摘の問題については進めてまいりたい、このように考えております。

○東中委員 そうするとたとえば六年制の大学校にしたい、あるいは学生定員は一年六十人にしたい、学生の資格は自衛官とする、学費は国が負担する、こういうことが報道されていますけれども、それは、防衛庁としてはまだ構想として持っていない、こうおっしゃるのですか。

○鈴木(一)政府委員 まだ現在、先ほど申し上げました調査費もお認めいただいております。先ほど申し上げました準備委員会のほうで今後いろいろ御審議をいただきます。そしてその上で決定してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○東中委員 自衛隊の医官不足をなくしていつて定着させる目的だということですから、そこで構想されておる防衛医科大学校の卒業生は、自衛隊に勤務することを義務づけるということ、これは設立しようとする趣意からいって当然そうなると思うのですが、そういう構想ですね。

○鈴木(一)政府委員 趣意から申せば当然義務制というところが考えられるわけでございますが、この問題につきましては現在目下鋭意検討中でございます。いかにして歩道よりよくしていく方法があるのか、その良策をたぐい検討いたしておりますところでございます。またいづれでまします準備委員会でも、もちろんこの点を十分慎重に検討してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○東中委員 中曾根防衛庁長官が、いろいろ検討し、各省とも折衝した結果、各種学校としての防衛医科大学校をつくりたいと考える。「防衛医科大学校の卒業生が医師の国家試験を受けられるようにしなければいけない」というような答弁を参議院の内閣委員会でするが、やられたことがありますが、そういう構想は持っておられるわけですね。その点どうですか。

○鈴木(一)政府委員 これは長官が御発表されたとおりでございます。私もいたしましては、現在の学校教育法並びに医師の国家試験の受験資格の問題と医師法に関する現時点の世界の水準をいくようなスタイルのものを何も打ち破って、

そして防衛庁の医科大学校というものをつくって、いこうという構想ではありませんが、いままでの大学以上のレベルアップというふうな斬新な構想でもって進んでいきたいというのがわれわれ独自の考え方でございます。

○東中委員 大学の場合は、学校教育法の五十二

条でその目的がきまっております。防衛医科大学校といわれている場合はそれからはずれるわけですから、全然目的違うわけですね。違

うものとしてやはりつくっていかうという構想。だから、目的が違っておつて要するに技術的なレ

ベルアップというのを強調されるというふう

に聞いているわけですか。いま局長の御答弁ではそ

ういうふうに関心する面があるのですけれど

も……。

○鈴木(一)政府委員 私どももいたしまして、

現在厳然として学校教育法なり医師法が存在して

おりまして、そういう一元的な法律がある以上、

その法の精神はむしろ防衛医科大学校ができるとい

たし法でも十分順法していく決心でお答え申し

上げた次第でございます。

○東中委員 厚生省にお聞きしたいのですが、各

種学校としての防衛医科大学校ということがいま

構想の中で防衛庁のほうから出されておるわけで

す。それについて、先ほど申し上げましたよう

に、中曾根防衛庁長官は、各省とも折衝しました

結果、各種学校としての防衛医科大学校をつくら

ていく構想だということを言っているわけですが

が、厚生省は防衛庁のこういう各種学校としての

防衛医科大学校でいいという了承をすでにされて

おるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○松下説明員 防衛庁のほうから、防衛庁に勤

務しております医官の充足の状況から見まして、

その確保のための養成機関を何らかの形でつくり

たいという強い御要望があるということは伺って

おります。私も承知いたしております。それ

をどのような形で今後実現していくかというこ

とにつきましては、先ほど防衛庁の衛生局長から

もお話がありましたように、四十六年度におきま

して調査費が計上されるという予定であると伺っ

ておりますので、その段階におきまして関係各省

との間にさらに詰めた協議が行なわれるであろう

と考えております。その過程で厚生省といたし

ましてもいろいろな事情を含めて十分検討いたし

たい、そのように考えております。

○東中委員 中曾根防衛庁長官は、「各省とも折衝

しました結果、防衛医科大学校をつくらう」各

種学校としての防衛医科大学校であります。そし

て問題は、防衛医科大学校の卒業生が医師の国家

試験を受けられるようにしなければいけない。こ

う言っているのです。だから各省というのは、も

ろろん文部省もそうかもしれませんが、厚生省と

折衝した結果、各種学校としての防衛医科大学校

としての防衛医科大学校の卒業生が国家試験を受

けられるように、こう言っているのですけれども、

これに対して厚生省としては、それでいいましょ

うということになっているのか、そういうふうな

ことになっていないのか、かつて中曾根さんが

言っているのか、その点どうなんですか。

○松下説明員 先ほど申し上げましたように、厚

生省といたしましては、防衛庁のほうからそうい

うような形も含めて御希望は承っております。私

のほうとしましては、現段階におきましてはなお

結論を得る段階ではございませんので、今後の御

相談によりましてどういふふうにするか検討して

まいりたい、そういう態度でございます。

○東中委員 医師法の十一條で医師の国家試験の

受験資格がきまっております。学校教育法に

基づく大学において、医学の正規の課程を修め

て卒業した者」というふうに一項できびしく書い

てあるわけですが、こういう学校教育法に基づ

た大学において正規の課程を修めた者が受験資格

を持っているというふうな規定が設けられておる

のか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○松下説明員 これは法の理念あるいは法の沿革

いろいろの意味があるかと思いますが、現在の

医師法は昭和二十三年の制定にかかるとい

うことになっておるわけで、

八

ございますけれども、その前の昭和十七年の国民医療法、あるいはその前にすでに明治以来制定されておりました医師法、いずれも医師の養成につきましては、ごく制度の初期の検定試験を除きましては、制定の当時におきましては、専門学校令による専門学校あるいは大学令による大学というものの卒業資格をもって医師の資格を付与するということが沿革的にもずっと守られてきております。二十三年に制度を制定しました段階におきましては、国内におきまして医師の資格を付与する国家試験は戦後の所産でございますが、少なくとも医師の養成課程といたしましては、正規の学校以外のもはなかったわけでございます。また学校教育法の精神から申しまして、医師の教育は原則として大学において行なわれるということが当然予想されるところであり、社会の実情といたしましても、それ以外には養成機関はないという実態を踏まえまして、法律が制定されたものと承知いたしております。

○東中委員 沿革的にいうとそうだし、事柄の性質が国民の生命、健康に直接関係のある非常に重大なものだからこそ、きびしいという規制というものをやっているのだと思うのですが、「学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者」、学校教育法の大学というのは、先ほど申し上げましたように、非常に広大な目的でやっていますね。医官が足らぬからふやそうというふうな、そんな目的じゃないです。そういう立場から見ても、いま防衛医科大学校として設立されようとしておるのは、いままでの体系、長い間続いてきた、戦前から続いていた医師養成制度を変えていくかどうかという問題を出されていると思うわけですが、それに対して中曽根防衛庁長官は、折衝の結果そういうふうになっていくのだというふうに言われておられるけれども、厚生省としては、そういう体系を変えていくことに賛成だという意思表示あるいは了承されておるといふうなことはいいわけですね。

○松下説明員 長官が言われましたのはおそろしく、厚生省も先ほどから申し上げておりますように、ずいぶん前から数回そういうお話は承っておりますので、各省と相談した上で了承を得た場合にそういう構想もあり得るといふ御表明かと存じますが、私も私といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、なお検討中でございまして、結論を得るには至っておりません。

○東中委員 戦前軍医学校というのがありましたけれども、この場合でも、一般の医師の資格を持った者にプラスして独自の教育を加えるというのだったと思うのですが、明治の初期に軍医、医者養成機関をつくるのが問題になったことがありまして、日本も異論があつたために、なつたという問題でもあるわけですね。そういう点からいへば、日本の国始まって以来といえますか、の問題が起つてきているわけですね。それがいま防衛庁のほうで、何回も言いますけれども、各省の了承を得た結果こういうふうなことで言われている。非常に大きな問題ですから、厚生省としては、まだそれについては具体的に検討していない、そういうふうなやろうというふうにきまっておるわけではない、こういうことですね。そういうふうにお聞きしてよろしいですね。

○松下説明員 初めに御答弁申し上げましたとおり、今後引き続き検討すべき問題であるというふうにお聞きしてしております。

○東中委員 今後検討するので、現在のところは結論は出てない、防衛庁の構想に了承しているわけではない、こういうことを御答弁願ったと思うのです。

さて、文部大臣にお聞きしておきたいのですが、防衛医科大学校の設立について、文部大臣としてはどうお考えなのか。

○村山(松)政府委員 ただいま防衛庁のほうから御説明がございましたように、防衛医科大学校の構想それ自体がまだ具体的に固まったものではないです。したがって、やや一般論的に御相談があつておるわけでありまして、何々大学校という教

育施設を各省がおつくりになるといふことにつきましては、必ずしも歓迎すべき事態とは考えておらないわけでございます。しかしながら、考えてみますと、「学校教育法に基づく大学」ということはおのずから目的なり運営なりが限定されております。社会のいろいろな教育に対する要請を、すべて大学だけで高等教育程度のもをまかなうというわけにも完全にはまいらない向きがございまして。たとえば、卒業生の配置ありますとか、あるいは特定の分野に誘致するとかそういうことにつきまして、学校教育法に基づく大学であります。できるだけ一般的に機会を広くということになりまして、各省で特定の行政目的を立てて要員を養成するといふような御要請のすべてをまかなうことができないという事態も現実にはあり得るわけでありまして。

そういうことからいたしまして、従来も各省でいろいろな大学校といふのを幾つかおつくりになつております。例をあげますと、たとえば農林省には水産大学校といふものがございます。運輸省には海上保安大学校でありますとか、航空大学校といふものがございます。防衛庁にはすでに防衛大学校があるわけでありまして、こういうものに対しては、文部省としては望ましい措置とは必ずしも考えておらないわけでありまして、けれども、ただいままで御説明申し上げましたように、各省が特定の行政目的を充足するために特定の学校をつくつて要員の養成をする、しかもそれを法律をもってなさるといふような場合には、その内容等につきましても、法律という形で十分御議論願うわけでございますので、それでよろしいということになるのであれば、文部省としては反対まではいたさないという態度でおるわけでありまして、防衛医科大学校につきましても、そのような趣旨で特に反対はしないという態度でございます。

○東中委員 そうすると、防衛医科大学校が、先ほど言われたような、医師の国家試験を受ける、一般的な医師になる、そういう資格を与えてい

く、そういう特殊大学といふものをつくる場合に、これは学校教育法は変える必要があるのかどうか。

それから、厚生省の方にお聞きしておきたいのですが、医師法は変える必要があるのかどうか。その点いかがでございますか。

○村山(松)政府委員 現在、学校教育法におきましては、法律をもって別段の教育についての規定をなす場合といふのははつきりしてございます。そういうことからいたしまして、各省でいろいろな大学校ができておるわけでありまして、防衛医科大学校をつくるといふことそれ自体は、現時点で学校教育法には矛盾いたさないわけでありまして、しかし、学校教育法にのっとって、たとえば学士号を出すといふようなことになれば、学校教育法に触れてくるという問題が生じてきます。

○松下説明員 現行法におきましては、先ほど先生御指摘のように、医師国家試験の受験資格は、原則といたしまして一学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者に限られておりますので、したがって、学校教育法の適用を受けない大学校におきまして養成された者に対して医師の受験資格を与えることが必要であるという場合には、当然法律の何らかの手当てを要するということになるかと思ひます。

○東中委員 学校教育法にいう大学の場合には、先ほど申し上げたように、たとえば目的をこう書いていますね。「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」「知的、道德的」云々となつておるわけですが、防衛医科大学校という場合は、医官の確保というところから出発しているという点で、これは態様がごろつと変わつてくるわけでありまして。しかも国民の健康にあるいは生命に直接関係のあることで、一般的な資格がそういう特殊なルートから与えられていくといふことになると、これは非常に大きな問題が起つてくるのではないかと。特にいまお医者さんの不足と

いうのは、防衛庁の特殊な現象ではなくて、全国的にも問題がいろいろあるわけですから、この機会にお聞きしておきたいのですが、戦後における国立、公立、私立の医科大学、医学部の設置状況これはどういふふうになっておりますか。

○村山(松)政府委員 終戦の時点におきましては、大学が十八校と、それから医学専門学校が臨時医専を含めまして五十校、計六十八校という医学部がございました。したがって、かなりの医学部を養成しておいたわけでありまして、戦後医者の臨時養成というように必要がなくなりまして、むしろ程度を高めなければいけないということ、医専はやめて医学教育は大学一本にするという方針を立てました。そういうことで昭和二十四年に再編成をしたわけでありまして、そこで大学が四十五校という形になり、医専がなくなつた状況で戦後の医学教育が発足したわけでございます。

それからまた数につきましても、これは主として厚生省の御意見にのつたわけでありましてけれども、医師の養成数は、人口十萬当たり百人確保というふうな目標でやれば一応よろしい、そのためには相当数を少なくする必要があるということ、四十五校で約三千人という入学定員にしほりまして戦後の医学教育が発足したわけでございます。国、公、私立の内訳で申しますと、国立が十九校、公立が十三校、私立が十三校、計四十五という内訳でございます。

○東中委員 その後はほとんど変化はないわけですね。
○村山(松)政府委員 その後といたしましては、昭和二十五年に札幌医科大学が公立でございますが創設されております。それから公立の医科大学で国立に移管されたものが若干ございます。さらに、昭和四十五年度に国立が一つ、それから私立が三つ大学あるいは学部が増設がございます。医学部、医学部の数は現時点では五十校ということになっております。内訳は、国立が二十五校、公立が九校、私立が十六校でございます。

○東中委員 学生数はどうですか。

○村山(松)政府委員 四十五年の時点で入学定員にいたしまして四千三百八十名でございます。したがって、戦後再編成した時点で比べまして約千五百人ほどふえておるという状況でございます。

○東中委員 国全体でそれはあまりふえていない、むしろ一般の大学のふえ方から見ても非常に押えられていると思うのですが、防衛庁だけが医官不足ということじゃなくて、防衛庁に医官が集まらないというの、それはまた別の理由があるものであって、だから別の体系の医官養成機関をつくっていくというふうなことは絶対に許されるべきじゃないというふうなことは私たちが考えるわけです。四千三百八十、これは入学定員ですけども、こういう状態ではいまの阪大の入試問題なんかが起こってくる一つのものがあつたのじゃないかというふうにも思うわけですが、阪大の入試不正事件を契機にして、医者の養成、医科大学なり大学医学部の制度と申しますか、そういう点でどういふふうな方針なり反省なりをされておるか伺いたいと思ひます。

○坂田国務大臣 先ほど大学局長から御答弁申し上げましたような状況でございます。前には医者の数というものは大体人口十萬当たり百人ぐらいでいいのではないかとこのように考えたわけでございます。しかし、今日では、いま百十二ぐらいが平均かと思ひますが、それではどうも足りない、絶対数が不足だということがいわれております。また厚生省からも、昨年でございますが、千五百人くらいはふやすべきであるというお話も承つておるわけでございます。もちろん医師不足が非常に叫ばれておるわけでございますが、これは一つには東海道メカロボリスといひますか、都市周辺に非常にお医者さんが集中しておる、そしてなかなか僻寒の地にお医者さんが行かないという別な理由、これはいろいろの原因があるろうかと思ひますが、一つには、やはり医療行政そのものにも原因があるろうかと思ひます。これは文

部大臣としてそういうことを申し上げるのはいかかと思ひますけれども、やはり私には原因の一端はそこにもあるろうかと思ひわけでございますが、私どもの承つております医師養成というごときにつきましても、いま申しますように絶対数もやはりもう少し高くないければいかぬのじゃないか。いま厚生省から御指摘を受け要望を承つております数にいたしまして、たしか昭和六十年度に大人口十萬当たりに対して百五十まで持つていつてもいいというところかと思ひわけでございます。そういういたしますと、どうしてもこれから先千五百ぐらいを充実をしなければならぬわけでございます。先ほど大学局長から一応の戦後の増員の話にちよつと触れたわけでございますが、この十年間を振り返つてみますと、昭和三十六年度から千五百四十人、国立が九百人、それから公立が四十人、それから私立が六百人というところで千五百四十というのを、一つには新たな学部、新たな国立大学設置、それから私立設置という形でやつております。

同時に、今度は、戦前でございますと医学教育に對しまして定員を百二十ぐらいにしたことがございまして、戦後八十ぐらいに押えた時期があるわけでございます。それを最近八十を百にし、あるいはまた公立、私立等については現在でもなお六十、八十というのがございますから、この辺を私立大学に對して、研究費用であるとか学生経費であるとか、あるいはまた施設設備の費用であるとか、あるいは定員とかという教育条件を整備してやるならば、八十を百にしたい、あるいは場合によつては百名を百二十名に上げたいとするようなことも可能ではないかということで、私どもといたしましては、今後十年になりますかあるいは昭和六十年度になるかそれはまだはっきり詰めてはおりませんけれども、一応の考え方としては、あと千五百というものを、各大学の定員の増といふこと、それから新しい国立大学あるいは新しい学部を二つかまたは三つ、あるいは私立大学の若干というものを考えまして医師養成の計画を

ひとつ具体化していきたい。そういうことでなければ、どうもやはり私立大学の医科大学にいる者は相当多額のお金を払わなければいけないということになりかねないわけでございます。そういうようなことが背景にやはりあるわけだと私は思ひます。この点については今後十分検討をいたしまして、その実現のために努力してまいりたい。そういうようなことを考えますと、やはり私学に對しまして、昨年度から人件費を含む経費助成といふことで私学を助成をいたし、特に医学部あるいは歯学部等については、傾斜した形での学部よりも相当多額のお金をつぎ込んでおるわけでございますが、一方そういうふうなお金は受けたわ、しかし入学金以外に寄付金を五百万円も一千万円もというふうなことを要求するといふようなことになりまして、どうもそれは社会正義が許さないと私は思ひますのでございまして、この点は私学経営の方々も十分心していただかなければならぬ問題であるし、また監督官庁といたしまして、今後私学に對する助成、特に医学部等に對する助成というものを拡充すべきであるし、またそれはわれわれも考へておりますが、同時に医学部を経営しておられる私学等の経営者におかれても、その辺のことは十分考へて、金を持つておる人だけしか私学の医学部は受け付けないのだというふうなことはいけないと私も思ひますのでございまして。この点は行政の非常にむずかしいところではあるうかと思ひますけれども、私どもといたしましては、最善の努力を払つていかなければならぬというふうな考へまして、いま検討をしておるような次第でございます。いずれ皆さま方にも御報告する時期が来るかと思ひます。

○東中委員 いま、私学の裏口寄付の問題が大臣のほうから出されまして、五百万ないし一千万というのが普通みえたいになつていふという読売新聞の調査結果が出ておられますけれども、これは社会正義が許さぬといふ問題であると同時に、教育基本法のたてまえからいって、これは国あるいは地方公共団体に責任があるのじゃないか、教育基

本法の三条二項でははっきりとこう書いてありますね。国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。むしろ経済的理由で、能力があつて教育の機会を与えられないような人には、積極的に奨学の措置をとらなければならない、こうなつておるわけなんです。これが全く逆なんです。能力があつても五百万、一千万という金がなければシャットアウトされるということが公然と、社会的な特殊なところで起こつたというのではなくて、もう一般化しておるという状態というのは、これは教育の機会均等を保障していかねばいけないし、国ないし地方公共団体の、特に国の責任が非常に大きいんじゃないかというふうに思うわけですが、そういう点で、具体的に早急にどういう構想で進められるか、いま検討するとおつしやつたのですけれども、どうなんですか。

○坂田国務大臣 確かに、憲法やその他の教育基本法の考え方というものは、身分あるいは経済的理由によつて教育の機会均等を奪うというようなことがあつてはならないというところは、教育行政に携わる者が考へていかなければならない、心しなければならぬことであると私は思います。そうではございませぬけれども、しかし日本の教育制度というのは、かなり教育の機会均等は進んでおるわけで、たとえば先進国というような国々に比べても決して劣つてゐるわけではないと私は思います。ですから、能力に応じてということがあるわけでございますから、やはりその能力というものをご考へるかというところにも、私は問題があるかと思ひます。しかし私はいま率直に言つて医学教育に關しましては、私学は私学としての行き方はあろうけれども、それはやはり一定の常識がありまして、常識を逸したような多額の金銭を要求しなければ立つていかないというようなことはいけなわけでございます。これに對して国がある程度考へていかなければならぬということとは、どうしても考へなければならぬ課題だと思ひます。

いふふうに私は受けとめまして、先ほど申しましたようにいま検討をしておるわけでございます。まだ具体的な問題は一応検討をいたしておるわけでございますが、いざれ機会もそう遠くないと思ひます。それから、御猶予をお願い申し上げたいというふうに思つております。

○東中委員 要するに五百万、一千万といふと、一般の勤勞市民、私たちにとても出せないですね。それが寄付という形で取られておるわけでしょう。入学金として公然と、ほんとうに必要だということだつたら、寄付というふうな任意であるかのような装いをする必要はないわけですね。そういう任意であるかのような装いをして、実はこれを出さなければ實際上は入れない。これは非常に不透明なまゝといひますか、やはりよくないことだといふことは、みなそう思つておる。ですから、全く制度として非常にひずみがある。こへ出てきたのじゃないか、こう思うわけですが、そういう点では、これは本能的に解決をしなければいけない。しかも先ほど言われたように、社会正義がどうしてもこれは納得しませんでした。そういう点で早急な処置を強く要求しておきたいわけですが、医師の養成について、いままで、戦後は戦前、戦時中と比べてずっと押えてこられた。いま医師の需要がふえて、無医村が全国三千地区といわれておりますから、そういう状態で千五百人余り拡張される、こういうことになつておるわけですが、そういう医師養成の大きな流れというものと、それと全然別個に防衛庁の――また防衛医科大学校に關するわけですが、これは別体系で出てくる。しかもそれを出たら、結局同じ資格をとるようになる。これは非常に奇妙な体系なんです。医師養成制度、それから医学に關する教育制度、その全体進め方に大きな矛盾がいま出てきておるということ、それとあわせて今度は別個に防衛庁という特殊な目的を持つたところが体系を変えるような動きになつてきておる。これはどうしてもよくないことだと思ひますので、そういう点で、軍医の養成機関だけではなくて、

一般の医師の養成機関にもなるわけですね、中曾根官の言われておる構想では、これはどうも納得がいけないわけですが、文部大臣として医師養成教育機関、そういうものの関連で御所見を聞かしていただきたいと思います。

○坂田国務大臣 これは防衛庁のほうで、具体的にまたどういふような構想でおいでになるか、その点を承らないと、最終的に私も判断を申し上げられないと思ひますけれども、おそらく中曾根長官が考へておられますことは、防衛庁という庁を受け持つて、おられて、そうしてそれに従事しておられる医官がいけないといふことは、これはまた人間生活を営んでおる一つの集團でございまして、非常に切実な問題、これは人間性の問題と、非常に行かなくて、それを充実にしたい。しかしながら一般のお医者さん方を確保するといふことはなかなかできないといふようなジレンマもあるのじゃないかと思ひます。

そこで、相当お金をかけてでも、技術的には医者とての技術あるいはモラルでは、たとえば大々校といふ学校教育法とははずれたものであつても、むしろ普通一般の医学教育を受けた人たちが、むしろモラルの高い、技術の高い、そういう医官をひとつつくりたい、こういう意欲を燃やしておられるのだらうと私は思ふわけでありまして、その意味において、形におきましては学校教育法によらない医科大学校ではございませぬけれども、少なくとも目標とされますのは、そういう形でもし医師の養成ができると思へば、それはわれわれがあつてそれまでも反対だと言ふ必要はないじゃないかといふふうにたゞいまは考へておる次第でございます。

○東中委員 全国では無医村が三千地区ある。そこはやはり医師を要請しています。沖縄だつてそういうことです。そういう医師の要請があるからといふことで今度は医師の養成制度がどうなるかといふは、先ほどの私学の場合のように、これはとてもない金が入れば入れないような差別が一

方でやられてゐる。機会均等が實際上奪われるような社会的不合理性が一方では露呈してゐる。一方では官費で、それから給料まで出して防衛庁の医官養成をやつていく。しかもこれは明治以来の体系からはずれる体系のものとしてそういうものがつくられていく。非常に不合理なんです。これは国民は納得しないです。防衛庁に医官が集まらない、定着しないといふのは、その原因は何かといふことを追求すればいいんで、集まらないから、だから国費で特別の養成制度をつくらせて、しかもそれに一般の医師養成機関と同じような資格を与えていくといふような、こういうやり方になると、軍事優先といひますか、必要ならば防衛庁だけは国家予算でどんどんやつていく、一般の医師の養成制度といふものを体系的に変えていくようなこともやられていくといふことになれば、これは医師養成の教育制度を、やはり文部省として、医学校なり医科大学なり大学医学部なりを設置し、その数、要請に応じて、そういう養成制度といふものは立てられておるはずなんです。その中で特殊なものだけを軍事優先のなかつたところで認めていくといふのは、どうしても納得いきません。

それはもう防衛庁は防衛庁の中でやつておることだから、水産大学校なんというのと性質が違ふわけですね。そういう点で、ひとつこれは医学の養成制度として全般的に非常に不合理なものが露呈しておりますので、根本的に検討していただかないと困る。このことを強く要請いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○天野委員長 次回は、明後十八日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前零時四十四分散会

昭和四十六年三月二十六日印刷

昭和四十六年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

L